

5 G サービス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]

第1章～第13章 (略)

料金表 (略)

別表1 営業区域

1 (略)

2 5 G homeでんわに係るもの

区 分		通信を行うことができる地域
(略)	(略)	(略)
関東甲信越地区	(略)	(略)
	千葉県	千葉市、旭市、我孫子市、いすみ市、市川市、印西市、浦安市、柏市、勝浦市、香取市、鎌ヶ谷市、鴨川市、佐倉市、山武市、白井市、匝瑳市、銚子市、富里市、流山市、習志野市、成田市、館山市、野田市、船橋市、松戸市、南房総市、茂原市、八千代市、八街市、四街道市
	埼玉県	さいたま市、朝霞市、上尾市、入間市、桶川市、春日部市、加須市、川口市、川越市、北本市、行田市、久喜市、熊谷市、鴻巣市、越谷市、坂戸市、幸手市、狭山市、志木市、白岡市、草加市、鶴ヶ島市、戸田市、所沢市、新座市、蓮田市、羽生市、飯能市、東松山市、日高市、深谷市、富士見市、ふじみ野市、本庄市、三郷市、八潮市、吉川市、和光市、蕨市
	茨城県	水戸市、潮来市、稲敷市、牛久市、鹿嶋市、かすみがうら市、神栖市、北茨城市、古河市、高萩市、つくば市、土浦市、那珂市、行方市、坂東市、日立市、常陸太田市、常陸大宮市、ひたちなか市
	栃木県	宇都宮市、大田原市、小山市、さくら市、下野市、栃木市、那須塩原市、矢板市
	群馬県	前橋市、安中市、伊勢崎市、太田市、桐生市、高崎市、館林市、富岡市、藤岡市、みどり市
	山梨県	甲府市、上野原市、大月市、甲斐市、甲州市、中央市、都留市、韮崎市、笛吹市、富士吉田市、北杜市、南アルプス市、山梨市
	(略)	(略)
	新潟県	新潟市、阿賀野市、糸魚川市、小千谷市、柏崎市、五泉市、新発田市、上越市、胎内市、燕市、長岡市、南魚沼市、村上市、妙高市
北陸地区	(略)	(略)
	石川県	金沢市、加賀市、かほく市、小松市、珠洲市、七尾市、能美市、野々市市、羽咋市、白山市、輪島市
	福井県	福井市、あわら市、越前市、大野市、小浜市、勝山市、坂井市、鯖江市、敦賀市
(略)	(略)	(略)

[ 現 行 ]

第1章～第13章 (略)

料金表 (略)

別表1 営業区域

1 (略)

2 5 G homeでんわに係るもの

区 分		通信を行うことができる地域
(略)	(略)	(略)
関東甲信越地区	(略)	(略)
	千葉県	千葉市、旭市、我孫子市、市川市、印西市、浦安市、柏市、鎌ヶ谷市、佐倉市、山武市、白井市、匝瑳市、富里市、流山市、習志野市、成田市、館山市、野田市、船橋市、松戸市、南房総市、茂原市、八千代市、八街市、四街道市
	埼玉県	さいたま市、朝霞市、上尾市、入間市、桶川市、春日部市、加須市、川口市、川越市、北本市、行田市、久喜市、熊谷市、鴻巣市、越谷市、坂戸市、幸手市、狭山市、志木市、白岡市、草加市、鶴ヶ島市、戸田市、所沢市、新座市、蓮田市、羽生市、東松山市、深谷市、富士見市、ふじみ野市、本庄市、三郷市、八潮市、吉川市、和光市、蕨市
	茨城県	水戸市、稲敷市、牛久市、北茨城市、かすみがうら市、古河市、高萩市、つくば市、土浦市、那珂市、坂東市、日立市、常陸太田市、常陸大宮市、ひたちなか市
	栃木県	宇都宮市、小山市、さくら市、下野市、栃木市
	群馬県	前橋市、安中市、伊勢崎市、高崎市
	山梨県	甲府市、上野原市、大月市、甲斐市、中央市、都留市、韮崎市、笛吹市、富士吉田市、北杜市、南アルプス市
	(略)	(略)
	新潟県	新潟市、阿賀野市、糸魚川市、小千谷市、五泉市、上越市、長岡市、妙高市
北陸地区	(略)	(略)
	石川県	金沢市、かほく市、小松市、珠洲市、七尾市、能美市、野々市市、羽咋市、白山市、輪島市
	福井県	福井市、あわら市、越前市、小浜市、坂井市、鯖江市、敦賀市
(略)	(略)	(略)

中国地区	広島県	広島市、江田島市、大竹市、尾道市、呉市、東広島市、福山市、三原市、三次市
	(略)	(略)
	山口県	山口市、岩国市、宇部市、下松市、山陽小野田市、下関市、周南市、長門市、萩市、光市、防府市、柳井市
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
九州地区	(略)	(略)
	鹿児島県	鹿児島市、始良市、阿久根市、奄美市、出水市、いちき串木野市、鹿屋市、霧島市、薩摩川内市、志布志市、曾於市、垂水市、西之表市、日置市、枕崎市、南九州市、南さつま市
	(略)	(略)

(注) 5 Ghome でんわに係る通信を行うことができる地域については、令和5年4月12日時点のものです。変更があったときは、インターネット等を利用してそのことを掲示します。

別表2～別表7 (略)

附 則 (令和5年3月31日経企第4494号)  
この改正規定は、令和5年4月12日から実施します。

中国地区	広島県	広島市、江田島市、尾道市、呉市、東広島市、福山市、三原市、三次市
	(略)	(略)
	山口県	山口市、宇部市、下松市、山陽小野田市、周南市、長門市、萩市、光市、防府市、柳井市
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
九州地区	(略)	(略)
	鹿児島県	鹿児島市、始良市、阿久根市、奄美市、出水市、いちき串木野市、鹿屋市、霧島市、薩摩川内市、志布志市、曾於市、垂水市、西之表市、日置市
	(略)	(略)

(注) 5 Ghome でんわに係る通信を行うことができる地域については、令和4年12月1日時点のものです。変更があったときは、インターネット等を利用してそのことを掲示します。

別表2～別表7 (略)